

家計急変による 高校生等奨学給付金制度について

【制度の概要】

授業料以外の教育費（教材費、教科書費、通信費、学用品費等）負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。
保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯で、保護者等全員の道民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯に相当する場合に、支給の対象となります。

対象となる世帯（次の全ての項目に該当する世帯）

- ・基準日に保護者（親権者）が北海道内に住所を有していること。
 - * 保護者の方が北海道以外に在住の場合は、お住まいの都府県にお尋ねください。
- ・基準日に高校生等が在学していること。
- ・家計急変による経済的理由から道民税及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当であると認められること。
 - * 生活保護世帯の場合は従来の奨学給付金の申請を行ってください。

◇基準日とは・・・7月1日以前：令和7年7月1日
7月2日以降：申請した月の翌月1日

給付金額（生徒1人あたりの支給額）

* 7月1日以前に家計急変した場合

区 分	全日制
非課税世帯に相当する世帯	143,700

年収見込基準額

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満

申請書類（添付書類）

- ・北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式第1-3号）
- ・口座振替申出書（様式第3号）
- ・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
 - * 離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等
- ・家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
 - 【家計急変前】課税証明書の写し等
 - 【家計急変後】会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等
- ・保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
 - * 健康保険証の写し（扶養親族全員分）、課税証明書（扶養親族全員が記載されているものに限る）等

* 家計急変による給付金は、個人番号による照会が行えないため、課税証明書等を提出してください。

申 し 出 期 日

- ・7月1日以前に家計急変した場合 ➡ 令和7年（2025年）7月25日（金）までに申し出てください。
- ・7月2日以降に家計急変した場合 ➡ 随時申し出てください。

申 し 出 先

大麻高校 事務室 給付金担当 山本 電話011-387-1661 8:30から16:30まで